

○田村市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成28年3月16日告示第30号

改正

平成30年2月1日告示第10号

平成31年2月1日告示第23号

令和元年7月31日告示第37号

令和3年3月25日告示第89号

田村市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 法115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 事業対象者 国が定める基本チェックリスト（地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長発0609001号）別記1第1の1の(1)(ウ)④(a)による基本チェックリストをいう。）の実施結果により1つ以上の基準に該当した者をいう。

(費用の算定)

第3条 訪問型サービスに要する費用の額は、別表「指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定訪問型サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定訪問型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定訪問型サービス費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定訪問型サービスに要した費用の額（その額が当該指定訪問型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定訪問型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

2 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける訪問型サービス費の額は、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 第1号被保険者であって法59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける訪問型サービス費の額は、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、指定訪問型サービス費の額を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月1日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月1日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める告示の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第5条第3項の改正規定は、平成30年8月1日から適用し、別表1第1項注2の改正規定及び別表1第1項第5号の改正規定及び別表1第1項第6号の改正規定(加算は算定しない。)の次に「また、(Ⅳ)、(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。」を加える部分に限る。)は、平成30年10月1日から適用する。

附 則 (令和元年7月31日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市指定訪問型サービスに要する費用の額に関する基準を定める要綱の規定は、平成30年10月1日より適用する。ただし、別表2指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表 令和元年10月1日以降の改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

1 指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表

(1) 訪問型サービス費(1月につき)

ア 訪問型サービス費(Ⅰ) 1,176単位

イ 訪問型サービス費(Ⅱ) 2,349単位

ウ 訪問型サービス費(Ⅲ) 3,727単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービス事業所(田村市指定訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年田村市告示第32号。以下(市指定訪問型サービス基準」という。))第4条第1項に規定する指定訪問型サービス事業所という。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が指定訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(ア) 訪問型サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス・支援計画(法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において1週に1回程度の指定訪問型サービスが必要とされた者

(イ) 訪問型サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス・支援計画において1週に2回程度の訪問型サービスが必要とされた者

(ウ) 訪問型サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス・支援計画においてイに掲げる回数を超えて指定訪問型サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲

げる区分である者に限る。)

注2 法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者が5人以下である訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスをおこなった場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（市指定訪問型サービス基準第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。

注8 利用者が(1)の指定訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該指定訪問型サービス事業所以外の指定訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

注9 (ア)、(イ)及び(ウ)の1月の利用回数は、それぞれ5回、10回及び15回を限度とする。

注10 訪問型サービス費のアからウまでについて、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

エ 初回加算 200単位

指定訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（市指定訪問型サービス基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(ア) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (ア)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な視点の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1

項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (イ)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。))指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。))、等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(ア)を算定している場合は、算定しない。

#### カ 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、(エ)及び(オ)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) アからオまでに算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(イ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) アからオまでに算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(ウ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アからオまでに算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(エ) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (ウ)に算定した単位数100分の90に相当する単位数

(オ) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (ウ)により算定した単位数100分の80に相当する単位数

#### キ 介護職員等特定処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) アからオまでに算定した単位数の1000分の63に相当

する単位数

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) アからオまでに算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

附 則(令和3年3月25日告示第89号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同月以降に行うサービス事業について適用する。